

仕様書

1 業務名

展覧会作品運搬及び展示補助業務（その2）

2 業務目的

第27回堺市所蔵美術作品展「堺の竹工芸家たち—前田竹房斎と田辺竹雲斎（仮称）」に係る作品を円滑かつ安全に運搬・展示することにより、作品の意義を観覧者に的確に伝えることを目的とする。

3 履行場所

堺市博物館（大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁）ほか

4 履行期間

契約締結日から令和7年11月30日まで

5 業務内容

- ・第27回堺市所蔵美術作品展（以下、所蔵美術作品展という。）に出品する美術作品の集荷及び輸送
- ・堺市博物館展示場における展示作業
- ・所蔵美術作品展終了後の撤収及び復旧と堺市が指定する美術作品の返却

6 業務責任者

公益財団法人日本博物館協会が認定する美術品梱包輸送技能取得士（2級以上）を配置すること。

7 作業内訳

（1）集荷・輸送・返却作業

- ・スケジュールについては、発注者と相談の上、無理のないスケジュールを受注者が立てること。
- ・下記仕様を遵守する限りは、人数の制約及び時間拘束を行うものではない。
- ・運搬にあたっては、集荷対象作品の特性に応じた衝撃防止及び温湿度管理を行い、細心の注意を払うこと。

[集荷]

①6月20日～7月31日のうち1日

- ・基本作業時間：10時～17時
- ・作業員3名以上（ドライバー含む）
- ・美術品専用車
- ・堺市1か所及び京都市1か所から集荷、大阪市（三井倉庫株式会社関西

支社土佐堀トランクルーム（住所：大阪市西区土佐堀2丁目4-9）。以下、三井倉庫という。）まで運搬。日程は相談可。

②8月1日～9月9日のうち1日

- 基本作業時間：10時～17時30分
- 作業員3名以上（ドライバー含む）
- 美術品専用車
- 大津市1か所から集荷、堺市博物館まで運搬。日程は相談可。

[輸送]

①8月1日～9月9日のうち1日

- 基本作業時間：10時～17時30分
- 作業員3名以上（ドライバー含む）
- 美術品専用車
- 大阪市（三井倉庫）から堺市博物館又は堺市博物館「伸庵」まで運搬。日程は相談可。

[返却]

- 借用先三か所（堺市、京都市、大津市）への返却、計2日間程度 約70点
- 堺市博物館から搬出後、学芸員同乗で借用先へ。返却後は現地解散。

①11月6日～11月17日のうち1日（堺市、大阪市、京都市）

- 基本作業時間：9時30分～17時30分
- 作業員3名以上（ドライバー含む）
- 美術品専用車
- 以下の市内まで、堺市博物館展示場から美術作品の運搬、点検のうえ返却。
堺市1か所、大阪市1か所、京都市1か所

②11月6日～11月17日のうち2日間（大津市）

- 基本作業時間：9時30分～17時30分
- 作業員3名以上（ドライバー含む）
- 美術品専用車
- 堺市博物館及び堺市博物館「伸庵」から大津市1か所まで美術作品の運搬、返却。

(2) 展示・撤収作業

- 堺市博物館展示場における展示、撤収 計6日間
 - 堺市が展示する展示計画に基づいて、適切な安全対策を講じることに加え、観覧に適した状態で展示すること。
 - 基本作業時間：9時30分～17時30分
- ※ただし、下記仕様を遵守する限りは、人数の制約及び時間拘束を行うものではない。
- ※展示・撤収作業にあたっては資料の大きさや形状、状態に応じた適切な展示および梱包を行うこと。

[展示]

①9月10日～19日のうち3日間

- ・作業員1日目3人、2日目3人、3日目2人
- ・美術作品約70点の展示作業。

[撤収]

①11月4日～7日のうち2日間

- ・各日作業員2名
- ・美術作品約65点を適切に梱包する。
- ・一部の作品(約30点)については、収蔵庫に収納する。

(3) その他の作業

- ・展示用照明器具(ライト)の据え付け
- ・解説パネル等の壁面打ち付け

8 対象作品

別紙1のとおり

※未陳列作品が生じる可能性がある。

9 梱包資材

- ・資料の梱包、運搬および展示に必要な消耗品などは受注者の負担とし、各資料に損傷を生じさせることなく安全に運搬・展示できるように、堺市学芸員と事前打ち合わせの上、資材を準備すること。
- ・その他、業務履行にあたり作品の保全及び展示に必要な資材を、堺市と協議のうえ、適宜用意すること。

10 保険等

- ・全ての美術作品等に対し、履行期間中の破損、盗難等の損失に対する保険契約を締結の上、作業に伴う事故防止に万全を期すこと。
- ・保険金額は別紙1を参照すること。

11 関係書類提出等

- ・本業務実施にあたり業務責任者届を、作業完了後に業務完了届を速やかに提出すること。

12 備考

- ・業務責任者は、本業務が安全・円滑に履行されるよう現場の指揮監督等全般の責任を負うこと。
- ・本業務履行中に受注者が故意又は過失により資料や施設等を損傷した場合は、受注者の責任において賠償すること。
- ・本仕様書に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、堺市契約規則によるほか、必要に応じて受注者と堺市による協議で決定する。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。